

令和5年5月10日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和5年5月10日
開会 13時00分 閉会 13時29分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 谷口和弥
副委員長 荒 貴賀
委員 塚本逸彦 内山美穂子 小田新紀 長谷陽子
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 石川康弘 岡本眞利子 酒井はやみ 藤谷謹至 野原恵子
小島智恵 中橋友子 山端隆治 畠山美和
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明 住民生活部長 寺田 治
住民課長 本間 淳 国保医療係長 佐々木哲也
- 6 事務局 事務局長 合田利信 議事課長 北原正喜 庶務係長 川瀬真由美
- 7 審査事件及び審議内容（別紙）
 - 1 付託された議案の審査について
(1) 議案第39号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 2 その他

民生常任委員会委員長 谷口和弥

◇審査内容

(開会 13:00)

○委員長（谷口和弥） ただいまから、民生常任委員会を開会します。

これより、インターネット中継を始めます。

諸般の報告ですけれども、特になかったですね。

それでは、議案に沿って進行していきたいと思います。

これより、1付託された議案の審査についてを行います。

議案第39号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町側からの説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田治） それでは、議案第39号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、先ほど副町長から改正条文の説明がありましたので、私からは、議案説明資料に基づきまして説明させていただきます。

議案説明資料の20ページをお開きください。

「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要」でございます。

本資料につきましては、改正条例の概要について記載したものであり、表の上段の左側の欄から順に「改正項目」「関係条項」「改正の内容」「摘要」に関して記載しております。

また、表の欄外の上段に記載してありますとおり「法」とは「地方税法」、「法施行令」とは「地方税法施行令」、「条例」とは「幕別町国民健康保険税条例」のことであり、関係条項の欄に根拠法令として示してございます。

それでは概要についてご説明いたします。

今回の改正項目は3点となります。

はじめに、改正項目の1「国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額の課税限度額」についてであります。

改正内容欄をご覧ください。

国民健康保険税は、(1)基礎課税額いわゆる医療費分と(2)後期高齢者支援金等課税額、(3)介護納付金課税額の3つの区分で構成されており、それぞれ課税限度額を設定しております。

今回の改正内容は、(2)後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改正となり、現行の20万円の限度額から2万円引き上げて22万円に改めようとするものであります。

これに伴い(1)から(3)の課税限度額の合計は、現行の102万円から2万円引き上がり、104万円に改めるものでございます。

なお、この課税限度額の改定に伴う影響につきましては、令和4年度の国保税課税ベースで試算しますと、対象世帯が275世帯で、529万9,000円の国民健康保険税が増収となる見込みでございます。

次に、改正項目の2「国民健康保険税の軽減判定所得基準」についてであります。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課する応能分と、受益に応じて等しく賦課する応益分で構成されております。

今回の改正内容は、応益分となる均等割額と平等割額を世帯の所得金額に応じて軽減する判定所得基準を見直すものであります。

改正内容欄をご覧ください。

軽減措置のうち、(1)の7割軽減については、変更ございません。

(2)の5割軽減については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を現行の28万5,000円から29万円に引き上げようとするものであります。

(3)の2割軽減については、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を、現行の52万円から53万5,000円に引き上げようとするものであります。

いずれも、軽減判定となる所得基準額が高くなることで、軽減対象者の拡大が図られる見直しとなります。

これらの軽減判定所得基準の見直しに伴う影響といたしましては、令和5年3月末現在の被保険者の状況を基に試算しますと、5割軽減については均等割の対象者数が10人の増、平等割の対象世帯が7世帯の増で、軽減合計額は約32万円となる見込みであります。

次に、2割軽減については均等割の対象者数が8人の増、平等割の対象世帯数は4世帯の増で、軽減合計額は約8万2,000円となる見込みであります。

5割軽減額と2割軽減額を合計いたしますと、均等割の対象者数が18人の増、平等割の対象世帯数が11世帯の増で、軽減合計額は約40万2,000円となる見込みであります。

なお、これらの軽減措置に伴う国民健康保険税の減収分に対しては、一般会計から保険基盤安定繰入金として補填され、その財源については、北海道が4分の3、町が4分の1の負担割合となっております。

ここまでの改正項目1「国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額の課税限度額」及び改正項目2「国民健康保険税の軽減判定所得基準」の改正内容につきましては、本年4月27日に開催されました幕別町国民健康保険運営協議会におきまして、この改正案の諮問に対し「可」とする旨の答申をいただいたところでございます。

次に、21ページをお開きください。

改正項目の3「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例」についてであります。

改正内容は、国の財政支援措置の適用期間の延長に合わせて、附則第25項で減免の対象とする国民健康保険税を「令和4年度分の国民健康保険税であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日が到来するもの」とし、その申請期限を令和6年3月31日に改めるものであります。

なお、令和4年度の国民健康保険税における本減免の実績を申し上げますと、対象者7人で70万1,900円の減免を行ったところであります。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、手を挙げてください。

荒副委員長。

- 副委員長（荒貴賀） 今回の国の政令改正によって、町も準じて限度額を上げていきたい、軽減判定も引き上げていきたいというような提案だったというふうに認識していません。昨年度も同様に引上げが行われました。基礎課税額で医療分で2万円、後期高齢者医療額で1万円、合わせて3万円。99万円から102万円になって、今年も2万円、後期高齢者額で引き上げることになっています。やはり限度額の方々、いわゆる高所得者の方々に対する応能負担という意味では理解するところではありますが、しかしこの取組を随時継続する中で、この国保の体制が健全化されるのかというのが大変疑問に思っています。

まず、現状についてお聞きしたいのですが、十勝管内で、今回の改正案に対して各自治体の改定状況が分かりましたらお聞かせ願いたいと思います。あと、国保の財政運営が道になっていますので、道内の自治体がどういった判断を取ったのかについても、もし分かればお聞きしたいと思います。

幕別町の現在の保険税というのは、やはり道の標準保険料率に照らし合わせた現状があったかなと思います。昨年が6.6%という話を聞きました。今年度はどういった状況にあるのか、お聞かせ願います。

軽減判定については、2割、5割の基準が引き上げられたということは大変歓迎するところであります。もっと頑張ってもいいのかなというようなところではありますが、収入が少なくても負担が多いという構造的に抱えている国保の中で、負担が少なくなるということは大変歓迎されていますので、周知の方法を広く行っていただき、対象世帯が申請していただけるようにぜひ取り組んでほしいというふうに思っております。

3点についてお聞きいたします。

- 委員長（谷口和弥） ほかの自治体の件、よろしいですか。

住民課長。

- 住民課長（本間淳） まず、各自治体の状況であります。十勝管内、それから道内におきましても全て引上げ、同じ限度額に引上げをする予定とお聞きしております。

次に、保険料率の件でありますけれども、今年度につきましても昨年と同様、医療分で6.6%、後期高齢者支援分で2.3%、介護分で1.5%、合計で10.40%ということで、昨年と変わりはありません。ちなみに、道が示している幕別町の標準税率が12.79%ということですので、道が示している標準保険料率と比べますと、2.39%低いという内容となっております。

それから、軽減世帯への周知ということでもありますけれども、6月に発送いたします納付書でありますとか、あとは広報、ホームページなどで周知を図ってまいります。

以上です。

- 委員長（谷口和弥） 荒副委員長。

- 副委員長（荒貴賀） 十勝管内、全道的にも政令改正ということですので、一つ、そういった形になっているのかもしれませんが、やはり町独自で対応しているところもあるのではないかと感じてちょっとお聞きしたところでありました。町としては全体的に引き上げるのではないかとというような答えであります。

今、私すごく気になったのは、この時期に引き上げるというところで大変疑問を感じているところであります。ご承知のとおりコロナの中、そして物価高騰で、住民の暮らしがすごく一層厳しいものがあるのだというふうに認識しています。先ほど町からも低所得者世帯の対策を今回提案されたところではありますが、国保の高所得者世帯の多くの方がきっと個人事業主であるということが推察されます。町も今回、物価高騰対策、円安の影響から輸入原料が高くなってきて売値に転嫁できないという現状がある中で、危機的状況があるということは判断して、町はこの間、一般財源も投じて支援も行ってきたというふうには認識しています。やはりそういったところで町の姿勢が歓迎されているところではあるのですが、その一方で、そういった方たちに国保の引上げを行っていく、負担を求めていくというのは、やはり町の姿勢が大変問われてくるのかなというふうには認識しています。町はこの辺についてどのような判断で引上げを決断したのかについてお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 住民課長。

○住民課長（本間淳） 今回、国の方で法改正によって限度額が引上げということになりますけれども、この背景としましては、今後、後期高齢者へ移行される方が増えていくということと、それに伴って医療費も高齢化とともにさらに増えていくと、そういった見込みから国保の側としても、そういった方々への支援分ということで現役世代の方へ応分の負担を求めると、そういった考えによるものであります。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 荒副委員長。

○副委員長（荒貴賀） 現時的に国保の構造的な問題というのが年々ずっと指摘してきたところではあるのです。しかし、先ほどお話ししたとおり、町の現状、それこそ国保に加入されている方の現状を考えたときに、やはり限度額を上げれば、取りあえずそれで何とかなるというような問題では本当はないのではないかなというふうに感じています。特に、今、物価高騰の影響が最も深刻な状況を受けている事業者さんにとって、追い打ちをかけるような制度になることは、やはり私自身も望むところではないので、この提案に対しては大変疑問はあります。やはり自治体の役割は、住民福祉の向上であります。法定外繰入れも考えて、現状を今後どうするのかということをご検討していただきたいと思います。

ここで構造上の問題について議論するというにはならないのですが、特に町長も、前回のときもお話ししていただきましたけれども、町村会とか知事会とかで、そういった中で1兆円の財政措置を行って、協会けんぽ並みにということをやっているところではあるのですが、やはり…

○委員長（谷口和弥） 荒委員、質問したいことは何ですか。

○副委員長（荒貴賀） はい、分かりました。

課税限度額を引き上げ続けるということに、やはり限度があるということをご認識していただきたいというふうに思っております。高知県の岡崎誠也市長がこの国民健康保険中央会の会長もされているのですが、この方が、厚生労働省の社会保障審議会、医療保険、国保の審議会の中で、各保険者の実態をこれまで自治体によって限度額を達成する、所得格差、いわゆるぎりぎり限度額になっている方々、もしくは家庭の状況、個人事業

主の方が全所得で限度額になっている方、もしくは限度額をかなり超過して売上げあるからとか、一定にこの金額を納め続けるということに、一律に限度額を引き上げる手法にもはや限界があるということを提言しているのです。こうした構造的な状況がある中で、町がそういう工夫を行うということをぜひ示していただき、今後の国保財政について考えていただきたいところであるのですが、町としてはどのように考えていますか。

○委員長（谷口和弥） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田治） 物価高騰のお話、そのとおりだと思うのですがけれども、国民健康保険税の今後の推移のことを考えると、先ほど課長も説明したのですがけれども、国の方では、今後、後期高齢者が増えてくると。今、団塊の世代、昭和 22 年から 24 年生まれの方が 75 歳に今年から移行してきています。どんどんこの 3 年間で 800 万人と言われてはいますがけれども、後期高齢者が増えると。その分、現役世代の方が減ってくるわけなのですよね。そういうこともあって、今回、限度額、施行令の方で改定になったのですけれども、ご存じのとおり、今、国民健康保険は北海道で広域化、平成 30 年からなっています。令和 6 年度に保険料水準の統一、令和 12 年に後期高齢者保険制度と一緒に、道内どこにいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ金額にしようということが進んでいる中で、令和 12 年度の保険料を見据えたときに、今、限度額を統一しようというのが保険料水準の統一の一つであります。それともう一つは、応能分の資産割、4 方式なのですが、それを 3 方式にしようという保険料の水準の統一がありまして、今、幕別町は 3 方式、限度額も政令に倣っているとおり全道統一にしておりますので、12 年に向けてはまだ保険税が上がる可能性があるという中で、今下げるという選択肢はちょっと危険なのかなと。今、下げてしまうと、いつかその上げ幅が大きくなるので、限度額、今回、国の見直しに伴って、十勝管内もそうですけど、統一して、皆さん、ほかの町村と合わせて限度額を引き上げるという考えでございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 質問ですけれども、意見を述べるのと、質問をするのとをちゃんと区別して、簡潔に質問をしてください。よろしいですか。

荒委員。

○副委員長（荒貴賀） ご説明の中で、今後の引上げが可能性があるというようなお話がありました。では、今、現状も要は限度額が引き上げられているのです。私は今お話ししているのは、今の限度額をさらに引き上げていくのかということなのですよ。将来的に引き上げていく中で、今もう既に今年この二、三年、もう本当に高額所得の人たちが厳しい状況にあるという中で、今ここでそれを行うのかというところで疑問があるのです。町として今後の推移をというお話がありましたけれども、繰入れを行いながら現状どのようにしていくのか。いわゆる町の住民の状況を考えた対策を行うべきではないかということで、私は質問をさせていただいたのですが、そこはどうでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 住民課長。

○住民課長（本間淳） 今後の財政運営の進みということなのですが、令和 5 年度に関しましては、今、試算をしているところでは約 5,000 万円の赤字ということで、そこへ基金を繰り入れる考えがあります。今、おおよそ基金残高 2 億 5,000 万円ほど、2 億 5,000 万円切っていますけれども、2 億 5,000 万円ほどありまして、令和 5 年度に約

5,000万円、令和6年度に約8,000万円、令和7年度に約9,000万円ということで、繰入れをしていかないと収支が均衡しないということで、その金額で進んでいきますと、令和7年度末には約8,000万円ほどとなりますので、それ以後の年度については、基金も底をつくといった状況になります。そういった中で、今回の限度額もそうですけれども、先ほど部長からも説明申し上げました令和12年度の保険料の統一に向けては、保険料率の見直しということも当然考えていかなければなりませんので、今回の限度額の引上げも、その一部といったこととなります。

以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかに質問はありませんか。よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） なければ、質問をこれで終わりたいと思います。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

意見のある方は、挙手をお願いします。

荒副委員長。

○副委員長（荒貴賀） 先ほどもお話ししたとおり、やはりこの物価高騰の中で限度額といえど引き上げること、それこそ町がこの間、事業対策を行った中で、それにさらなる負担になるというようなこと、制度になるということについてやはり疑問を呈するところであります。

○委員長（谷口和弥） ほかに意見はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） なければ、議案第39号に対する意見は、以上で終了いたしました。

続いて、討論を行います。

原案に反対する討論はありますか。

荒副委員長。

○副委員長（荒貴賀） 町が国保の財政的な、構造的な問題、今までの状況とはない、いわゆる自営業者、年金受給者、非正規労働の方、高齢者の方も増えていく中で負担が増えていく、そもそもの負担する人たちの所得があまりにも低い中で、この状況をその人たちの応益だけで賄おうというようなことは、かなり限度がある。そういった中で全国知事会や市町村会、町議会をはじめ、国がその財政措置を行うべきだということで提言をされているところでもあります。こういった状況を考えてみたときに、国保の状況も照らし合わせて、参考値にはなりますが、今後引き上げるというような中で、今、現状を是とするのかという中で大変疑問があります。

特に今回、後期高齢者医療の中で2万円引き上げるという提案ではありますが、去年の10月に医療費の一定所得の人たちが2割負担に引き上げられたということもありました。現役世代だけではなくて、そういういわゆる高齢者世代の方たちも負担が増えているというのが現状であります。さらにその負担を増やすというようなことにはならず、

やはり負担を増やしてはならないので、高齢者の生活がますます厳しくなるような状況は認識されます。今回の引上げについては、やはりそういった状況を考えて、引上げを行うべきではないと考え、反対の討論といたしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） ほかに反対する討論はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） それでは、続いて賛成の討論を行いたいと思います。賛成の討論はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） ほかに討論がなければ、これで討論を終わりたいと思います。

それでは、採決の方になっていきます。これより、採決をいたします。

議案第39号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議ありということですので、議案第39号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めたいと思います。

起立採決をしたいと思います。賛成する方は起立をしてください。

（賛成者起立）

○委員長（谷口和弥） ご着席ください。

起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決いたしました。

この後、本会議場に戻って報告するわけですけれども、本件の報告書については、委員長と副委員長に一任していただきたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了します。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（谷口和弥） 休憩を解いて、会議を再開します。

次に、議案書2その他でありますけれども、皆さんから何かございますか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） いいですか。

事務局からどうでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） それでは、これをもって本日の委員会を散会いたします。

（閉会 13：29）